

環境アセスメント

～長野県環境影響評価条例のあらまし～



提供：長野県観光機構

長野県

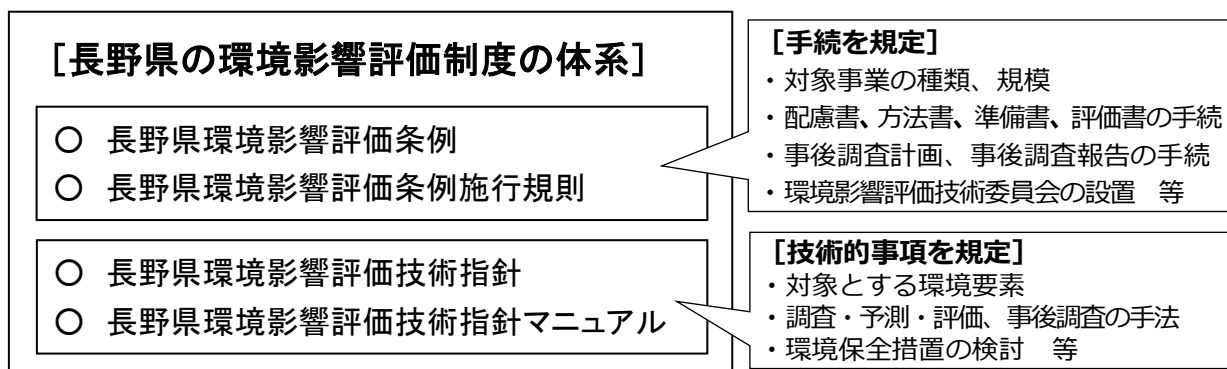
はじめに

長野県では、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人々が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土」を築くため、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

環境基本条例においては、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者による環境の保全への適正な配慮を推進することを定めており、これを受けて、県では平成10年3月に長野県環境影響評価条例を制定し、平成11年6月に環境影響評価法と同日で施行しました。

その後、平成19年10月には風力発電所を対象事業に追加し、平成27年10月には、事業の計画段階における環境配慮のための新たな手続の導入、事業着手後に実施する調査や報告に係る手続の充実、大規模太陽光発電施設など新たな種類の大規模開発事業の対象事業への追加を行いました。また、令和2年10月には、環境影響評価書についての知事意見及び環境影響評価書の補正手続の導入を主な内容とする条例改正を行い、環境影響評価制度の充実を図っています。

長野県の環境影響評価制度の体系は以下のとおりです。



環境影響評価（環境アセスメント）とは？

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境保全のための措置を検討することにより、環境により配慮した事業としていくための制度です。



環境影響評価条例の対象事業

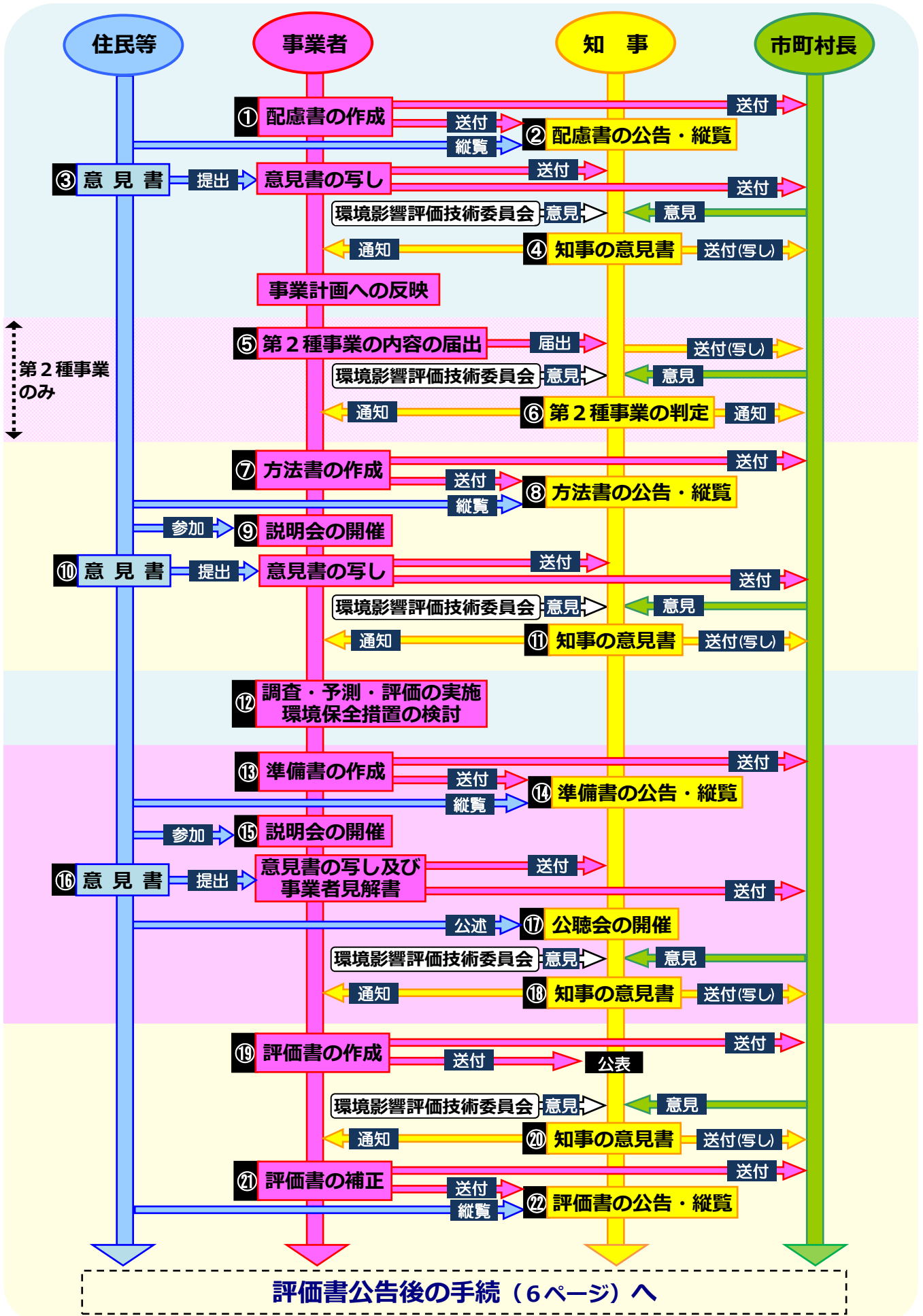
区 分	第 1 種事業の要件	第 2 種事業の要件
1 道路の建設	①自動車専用道路の新設 全て ②自動車専用道路の改築 1km 以上 ③県道等 4車線以上かつ長さ10km以上	③県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④一般国道、県道、林道等 2車線以上 かつ森林の区域等の長さ10km以上
2 ダムの建設	◎貯水面積 50ha 以上	◎森林の区域等の貯水面積 30ha 以上
3 鉄道の建設	◎長さ 10km 以上	◎長さ 7.5km 以上
4 飛行場の建設	①陸上飛行場の設置 全て ②陸上飛行場の滑走路の新設 全て ③陸上飛行場の滑走路の延長 長さ 500m 以上	③陸上飛行場の滑走路の延長 長さ 375m 以上
5 工場又は事業場の建設	◎排出ガス量 10 万m ³ /時以上又は 排出水量 1 万m ³ /日以上	—
6 電気工作物の建設	①水力発電所 出力 1.5 万 kW 以上 ②地熱発電所 出力 5,000kW 以上 ③風力発電所 出力 5,000kW 以上 ④太陽光発電所 敷地面積 50ha 以上 ⑤送電線路 電圧 17 万 V 以上かつこう長 1km 以上	④太陽光発電所 森林の区域等の敷地面積 20ha 以上
7 廃棄物処理施設の建設	①ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設 処理能力 4 t /時以上 ②し尿処理施設 処理能力 250kl/日以上 ③一般廃棄物又は産業廃棄物最終処分場 埋立面積5ha 以上又は埋立容量 25 万m ³ 以上	—
8 下水道終末処理場の建設	◎敷地面積 15ha 以上	—
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	①ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積 50ha 以上	①ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積 30ha 以上 ②運動競技場、遊園地その他のスポーツ 又はレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積 30ha 以上かつ 土地の形質変更面積 10ha 以上
10 土地区画整理事業	◎施行面積 100ha 以上	①施行面積 75ha 以上 ②森林の区域等の施行面積 30ha 以上
11 住宅団地の造成	◎面積 20ha 以上	—
12 工業団地の造成	◎面積 50ha 以上	◎森林の区域等の面積 30ha 以上
13 流通業務団地の造成	◎面積 20ha 以上	—
14 別荘団地の造成	◎面積 50ha 以上	◎森林の区域等の面積 30ha 以上
15 土石の採取又は 鉱物の掘採	◎面積 50ha 以上	◎森林の区域等の面積 30ha 以上
16 工作物の用に供する 一団の土地の造成	◎面積 50ha 以上	◎森林の区域等の面積 30ha 以上
17 複合事業	◎6④、9～14 の第 1 種事業の要件の面積 比の値の合計が 1 以上であるもの	◎6④、9～14 の第 2 種事業の要件の面積 比の値の合計が 1 以上であるもの

※ 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域など

第 1 種事業 … 規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業

第 2 種事業 … 第 1 種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

環境影響評価条例の手続の流れ（評価書公告まで）



配慮書の手続

① 配慮書の作成

事業者は、事業の早期段階において位置や規模等の複数案を設定し、重大な環境影響について比較整理した結果を記載した計画段階環境配慮書（「配慮書」）及び要約書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

② 配慮書の公告・縦覧

知事は、配慮書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

③ 配慮書についての意見書

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)の間に、事業者に意見書を提出することができます。

④ 配慮書についての知事の意見

知事は、配慮書について、技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。

判定の手続（第2種事業のみ）

⑤ 第2種事業の内容の届出

第2種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかの判定を受けるため、その内容等を知事に届け出ます。

⑥ 第2種事業の判定

知事は、届出された事業について、関係市町村長及び環境影響評価技術委員会の意見を勘案して、環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかを判定し、届出者及び市町村長に通知します。

方法書の手続

⑦ 方法書の作成

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した環境影響評価方法書（「方法書」）及び要約書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

⑧ 方法書の公告・縦覧

知事は、方法書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

⑨ 説明会の開催

事業者は、方法書の内容について理解を深めるために、縦覧期間中に説明会を開催します。

⑩ 方法書についての意見書

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週の間、事業者に意見書を提出することができます。

⑪ 方法書についての知事の意見

知事は、方法書について、技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。

調査・予測・評価

⑫ 調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討

事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、環境影響評価の項目の選定し、調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討します。

準備書の手続

⑬ 準備書の作成

事業者は、調査・評価・予測の結果、環境保全措置の検討結果及び事後調査の計画などを記載した環境影響評価準備書（「準備書」）及び要約書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

⑭ 準備書の公告・縦覧

知事は、準備書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

⑮ 説明会の開催

事業者は、準備書の内容について理解を深めるために、縦覧期間中に説明会を開催します。

⑯ 準備書についての意見書

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週の間、事業者に意見書を提出することができます。

⑰ 公聴会の開催

知事は、知事の意見を述べるに当たって、環境の保全上の意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。

⑱ 準備書についての知事の意見

知事は、準備書について、技術委員会及び関係市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び公聴会において述べられた意見に配慮して、事業者に意見を述べます。

評価書の手続

⑲ 評価書の作成

事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書の記載事項について検討を行い、必要な修正を加えて環境影響評価書（「評価書」）及び要約書を作成し、知事及び関係市町村長へ送付します。

⑳ 評価書についての知事の意見

知事は、評価書について、技術委員会及び関係市町村長の意見を勘案して、必要に応じ、事業者に意見を述べます。なお、知事は、評価書について意見を述べる必要がないと認めるときは、送付された評価書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します（㉒）。

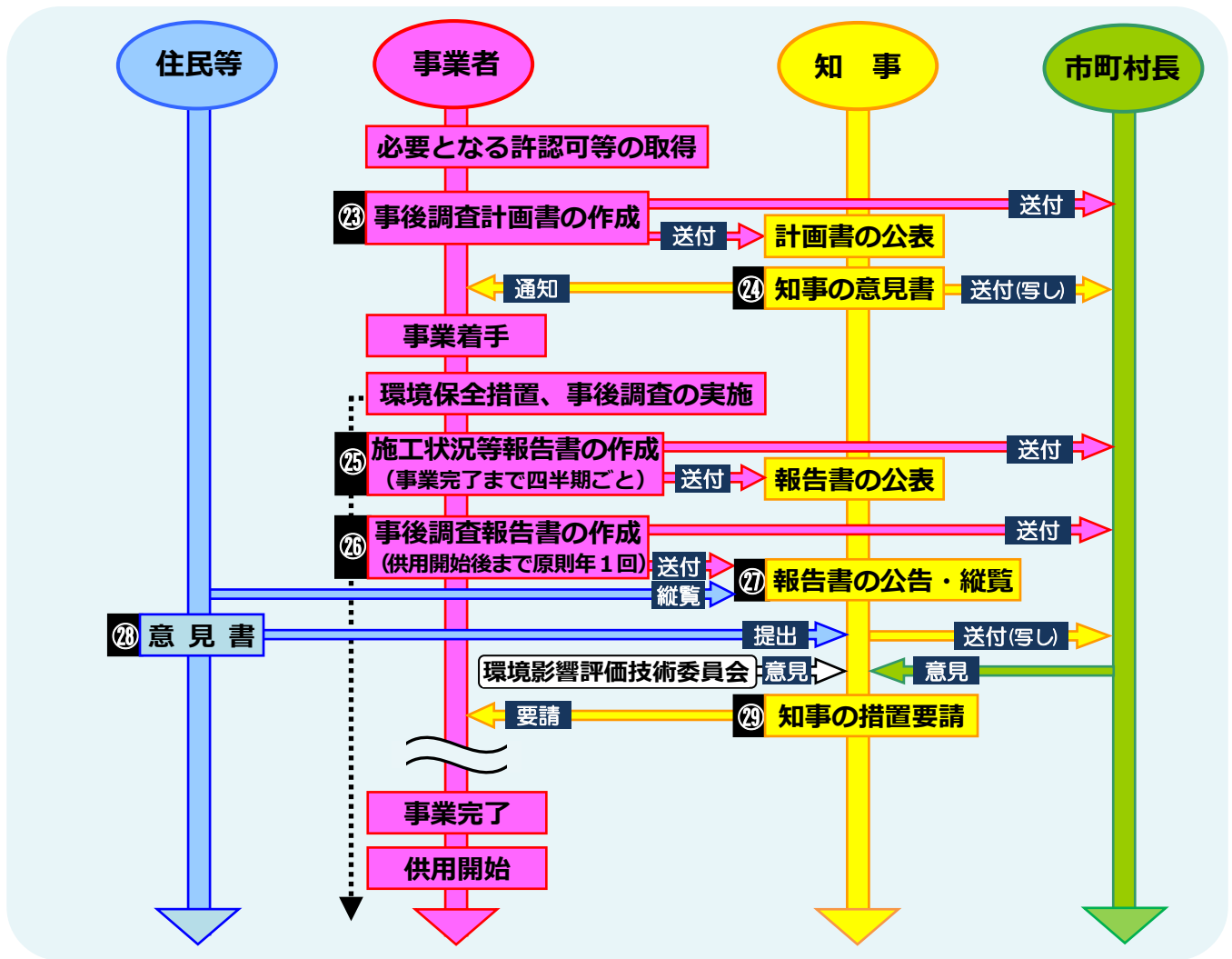
㉑ 評価書の補正

事業者は、知事の意見を勘案して、評価書の記載事項について検討を行い、必要に応じて評価書を補正し、補正した評価書及び要約書を知事並びに関係市町村長へ送付します。なお、事業者は、補正を必要としないと認めるときは、その旨を書面により知事及び関係市町村長へ通知します。

㉒ 評価書の公告・縦覧

知事は、評価書（㉑の補正が行われた場合は、補正後の評価書）について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

環境影響評価条例の手続の流れ（評価書公告後）



事後調査計画書の手続

㉓ 事後調査計画書の作成

事業者は、事業計画の変更や周囲の環境の変化を踏まえ、評価書に記載した事後調査計画に必要な見直しを加えて事後調査計画書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

㉔ 事後調査計画書についての知事の意見

知事は、事後調査計画書について、環境保全の見地から事業者に対して意見を述べます。

施工状況等報告書の手続

㉕ 施工状況等報告書の作成

事業者は、対象事業の工事の進捗状況や環境保全措置の実施状況を記載した施工状況等報告書を作成し、知事に提出します。(事業完了時まで四半期ごとに作成)

㉖ 事後調査報告書の作成

事業者は、知事の意見を勘案して事後調査を実施し、その結果及び環境保全措置の状況を記載した事後調査報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。(供用開始後まで原則年1回作成)

事後調査報告書の手続

㉗ 事後調査報告書の公告・縦覧

知事は、事後調査報告書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。

㉘ 事後調査報告書についての意見書

事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)の間に、知事に意見書を提出することができます。

㉙ 知事の措置要請

知事は、技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、必要があると認めるときは、事業者に環境の保全のための措置を求めることができます。

環境影響評価制度の解説

1 配慮書、方法書、準備書、評価書の手続

配慮書の手続は、事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業に関する位置又は規模等の複数案を設定し、既存資料により環境影響を比較整理した結果を公表し、環境保全の見地からの意見を求めることにより、重大な環境影響を回避・低減するための手続です。

方法書の手続は、環境影響評価の方法について、事業者が内容を公表し、環境保全の見地からの意見を求め、必要に応じて見直しを行い、適切な方法を選定しようとする手続であり、調査・予測・評価の方法を決定づける重要な段階です。

準備書の手続は、調査結果をもとに事業が環境に与える影響を予測し、実施する環境保全措置の内容が実行可能な範囲で最善を尽くしているか事業者自らが評価を行い、その内容を公表し、環境保全の見地からの意見を聞く手続です。

評価書の手続は、準備書に対して寄せられた意見を踏まえて、準備書の内容を再検討し、必要な修正を行った後に公表を行う手続です。事業者はこの手続を終えるまで事業に着手することはできません。

2 対象とする環境要素

環境影響評価の実施に当たり、長野県環境影響評価技術指針では、次の 19 の環境要素について検討を行うこととしています。

<input type="radio"/> 大気質	<input type="radio"/> 土壌汚染	<input type="radio"/> 景観
<input type="radio"/> 騒音	<input type="radio"/> 地盤沈下	<input type="radio"/> 触れ合い活動の場
<input type="radio"/> 振動	<input type="radio"/> 地形・地質	<input type="radio"/> 文化財
<input type="radio"/> 低周波音	<input type="radio"/> 植物	<input type="radio"/> 廃棄物等
<input type="radio"/> 悪臭	<input type="radio"/> 動物	<input type="radio"/> 温室効果ガス等
<input type="radio"/> 水質	<input type="radio"/> 生態系	<input type="radio"/> その他の環境要素
<input type="radio"/> 水象		(日照阻害・電波障害・風害・光害)

※ 事業特性や地域特性を踏まえ、環境要素の追加又は削除も可能です。

3 環境保全措置

環境保全措置とは、事業が環境に与える影響をできる限り緩和するために行う環境の保全のための措置のことです。事業者は、調査、予測の結果を踏まえて、実行可能な環境保全措置を検討します。

長野県環境影響評価技術指針では、次のとおり、**回避**、**低減**及び**代償**の順に検討することとしています。

環境に対する影響緩和（ミティゲーション）

- ① **回 避**…事業の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- ② **低 減**…事業の実施規模又は程度を制限すること、又は発生した影響を何らかの手段で軽減若しくは消失させることにより、影響を低減する。
- ③ **代 償**…代用的な資源若しくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

4 評価書公告後の報告

環境影響評価は、事業の実施に先立って行うという性質上、その予測結果や環境保全措置の効果は不確実性を有しているため、事業着手後に環境保全上の問題が生じていないかどうかを把握し、問題が生じた場合には環境保全措置を追加的に実施することが重要です。

そのため、事業者は、予測等の不確実性の程度や環境影響の重大性に応じて、工事中及び供用後に実施する事後調査の計画書を作成し、知事に提出します。事業着手後には、計画書に基づいて実際の環境の状況を調査した結果を知事に報告します。

事業者は、事後調査の結果、必要に応じて環境保全のための追加的な措置や事業内容の見直し等を行うこととなります。また、知事が必要と認める場合には、事業者に新たな環境保全措置の実施を求めることができます。

5 長野県環境影響評価技術委員会

知事が、配慮書、方法書、準備書及び評価書について事業者に環境の保全の見地からの意見を述べる際などに、科学的・専門的な見地から十分に検討を行うため、大気質・水質・騒音振動・地形地質・景観・動物・植物などの各分野を専門とする大学教官などの学識経験者で構成される長野県環境影響評価技術委員会において審議を行います。

技術委員会の審議は公開で行っており、どなたでも傍聴することが可能です。

環境の保全の見地からの意見についてのお願い

環境影響評価を行っていく上で、地域の環境を良く知る住民の皆さんや地元の研究者の皆さんからの情報は非常に重要です。そのため、環境影響評価の手続においては、配慮書、方法書及び準備書の段階と事業着手後の事後調査報告書の段階で、環境保全の見地からの意見を提出いただけるようになっています。

配慮書の段階では、事業者における検討は既存資料調査が基本となるため、事業者が把握していない環境情報を事業計画の早期段階から提供することは大変重要です。

方法書の段階では、「あの辺りには珍しい植物の群生地があるよ。」「冬になると希少な鳥類がああ辺りで見られるよ。」「眺めの良い場所や住民が大切にしている史跡が近くにあるよ。」などの具体的な情報をお寄せいただくことにより、事業者は地域の特性をより反映した調査の実施が可能となります。

準備書の段階では、「近隣の小学校での工事期間中の騒音は規制基準内とのことだが、窓を開ける時期は工事を控えてほしい。」など、具体的な環境保全措置の内容等を事業者に求めることができます。

また、事後調査報告書の段階では、事業着手後における事業者の環境配慮の状況を把握した上で、追加的な環境保全措置の実施を事業者に求めることができます。

事業者による環境保全への配慮が適切に行われるため、環境保全の見地から意見を積極的に提出していただくようお願いします。

公共事業環境配慮制度の解説

1 公共事業環境配慮制度とは？

環境への負荷の少ない経済・社会の仕組みを構築するためには、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の推進に加えて、これらの対象とならない事業についても環境に与える影響をできるだけ小さくする配慮が必要となります。

このため、長野県では、平成 23 年から県が行う事業を対象とした「公共事業環境配慮制度」を設け、公共事業における環境配慮のより一層の充実を図っています。

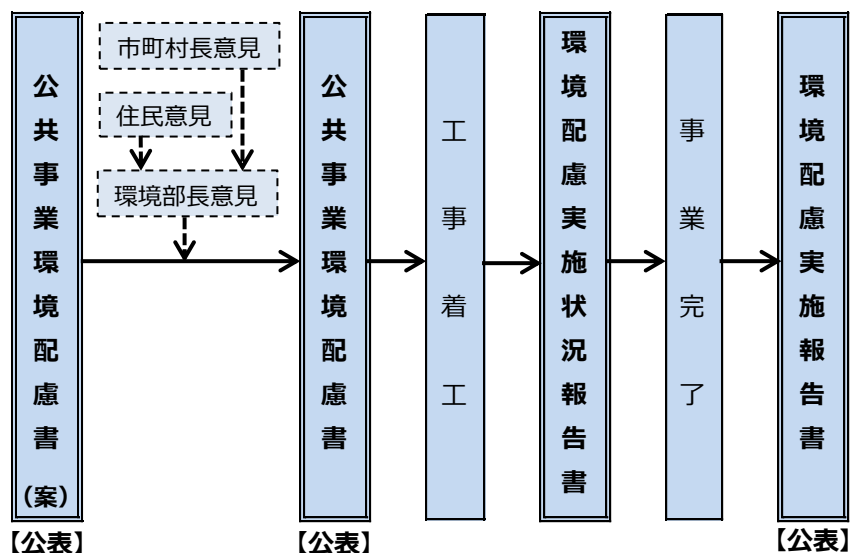
2 公共事業環境配慮制度の対象事業

公共事業環境配慮制度は、県(企業局を含む。)が実施する以下の事業を対象としています。

事業の種類	対象規模
道路の新設・改築及び街路の整備	延長 1 km 以上
河川の整備及び改修	放水路、捷水路などの新設の延長 1 km 以上
ダムの建設(砂防、治山を除く)	全て ※ダムの機能維持を図る堰堤改良工事等を除く
砂防堰堤の建設、治山堰堤の建設	施工区域面積 1 ha 以上
山腹工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事	施工区域面積 1 ha 以上
公園の整備	土地の形質変更面積 1 ha 以上
下水道終末処理場の建設	全て
農用地の開発	開発面積 1 ha 以上
ほ場の整備	区画整理面積 20ha 以上
かんがい排水施設の新設及び更新	延長 1 km 以上
ため池の新設及び廃止	全て
ため池の改修	堤高 10m以上
水力発電所の建設	出力 1,000kW 以上
浄水場・配水池の建設	事業区域面積 1 ha 以上
建築物の新築又は増築	延べ面積 5,000 m ² 以上
土地の造成	事業区域面積 2 ha 以上

3 公共事業環境配慮制度の手続の流れ

次の3つの図書を作成し、事業計画段階から環境保全措置を公表するとともに、住民等の意見を反映することにより、より環境に配慮した事業となるよう取り組んでいます。





提供：天竜村観光協会



提供：吉田 則康



しあわせ信州



提供：清水 敏道

●詳しいお問い合わせは

長野県環境部 環境政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 代表：026-232-0111 内線：2781、2782

直通：026-235-7163

FAX 026-235-7491

E-mail：kankyo@pref.nagano.lg.jp

条例の詳しい内容や手続の状況は、長野県のホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/index.html>

で見ることができます。